

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年6月17日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

提出者

住 所 佐賀県唐津市元旗町817

氏 名 社会福祉法人 恩賜財団 済生会唐津病院

院長 園田 孝志

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0955-73-3175

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会福祉法人 恩賜財団 済生会唐津病院
事業場の所在地	佐賀県唐津市元旗町817
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	P83 医療業
② 事業の規模	病床数 193床
③ 従業員数	501人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙1) のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(別紙2) のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	103.767 t	t
(これまでに実施した取組)			
・廃棄物分別の徹底			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	101.692 t	t
(今後実施する予定の取組)			
・洗浄時に使用する板オムツの使用を膾盆で対応できるものは膾盆を使用する。 ・ディスポ製品の見直し（リユース製品で代用できるものの検討） ・安全衛生委員会より、月々の各部署排出量を報告し各部署の排出抑制を促す。 ・分別を徹底し、特別管理産業廃棄物の量を減らす。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・鋭利物、液状物→専用容器（ミッペール）20L、65Lで処理。 ・固体物（非鋭利物）→専用容器（ミッペール）65Lに入れたダンボール容器で処理。 ・鋭利物（針のみ）→キーパー2で処理
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・院内ラウンド（感染管理者、衛星管理者）による分別チェック。 ・各部署毎に排出量チェックを行う。 ・排出量を各部署へフィードバックして減量の目安とする。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和 元年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行ふ 特別管理産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 元年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	103.767	t
優良認定処理業者への 処理委託量		t
再生利用業者への 処理委託量		t
認定熱回収業者への 処理委託量		t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	103.767	t
(これまでに実施した取組)		
・中間処理業者への視察を実施		

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	全処理委託量	101.692 t	t			
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t			
	再生利用業者への処理委託量	t	t			
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	101.692 t	t			
(今後実施する予定の取組)						
・年1回中間処理業者による熱回収システムの稼働を確認						
【前年度（令和元年度）実績】						
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	103.767	t			
	(今後実施する予定の取組)					
・平成30年7月より電子マニフェスト導入済						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
【前年度（令和元年度）実績】										
①現状	特別管理産業廃棄物の種類		感染性産業廃棄物							
	排出量	t	103,767	t	t	t	t	t	t	t
【目標】										
②計画	特別管理産業廃棄物の種類		感染性産業廃棄物							
	排出量	t	101,692	t	t	t	t	t	t	t

(第3面)

種別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項																	
【前年度（令和 元年度）実績】																	
①現状		特別管理産業廃棄物の種類					感染性廃棄物										
特別管理産業廃棄物の量		感染性廃棄物					t										
【目標】																	
②計画		特別管理産業廃棄物の種類					感染性廃棄物										
特別管理産業廃棄物の量		感染性廃棄物					t										
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項																	
【前年度（令和 元年度）実績】																	
①現状		特別管理産業廃棄物の種類					感染性廃棄物										
特別管理産業廃棄物の量		感染性廃棄物					t										
自ら中間処理による減量した特別管理産業廃棄物の量		t					t										
【目標】																	
②計画		特別管理産業廃棄物の種類					感染性廃棄物										
特別管理産業廃棄物の量		感染性廃棄物					t										
自ら中間処理による減量した特別管理産業廃棄物の量		t					t										

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

感染性廃棄物の処理工程

1) 施設内の収集・運搬方法

収集・運搬は清掃委託業者（三澤ビル）が行い、各階ごとに台車を用い所定の保管場所へ運搬

2) 収集・運搬業者

業者名：(有) メディクリーン

毎週火曜日・金曜日にメディクリーンが収集運搬する

3) 処分業者

●業者名：環境リサイクルエネルギー（株）

<処理の工程>

①医療機関から出た医療廃棄物の受入

②運び込まれた感染性廃棄物は感染性廃棄物用冷蔵庫（5°C）で一時保管

*処理するまでの腐敗防止のため

③コンベアで梱包したまま焼却炉へ投入される

*有毒ガス、ダイオキシンはフィルタにて除去

*焼却時に生じた熱やガスを利用し発電させ工場内で使用

④燃え殻はセメント工場等へ運搬され、コンクリートやエコブロックの材料として再利用される。

煤塵は大分県と宮崎県に運搬され管理型埋立となる（最終処理）

廃棄物管理組織図

(別紙 2)

